

## 技術者等の直接的かつ恒常的雇用関係の確認方法について

事後審査方式制限付一般競争入札では、事後審査の際に現場代理人及び監理（主任）技術者の「3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する書類」の提出を必須としています。

これまで技術者等の雇用関係の確認等で使用していた「健康保険証」について、その有効期間が令和7年12月1日に終了したことに伴い、確認書類を次のとおりとします

### 雇用関係を確認するための書類

- ・健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し（原則）

上記以外の確認書類については、お問い合わせください。

### 注意事項

確認書類は、「従業員の氏名」、「生年月日」、「資格取得年月日等のわかる部分」、「事業所の所在地・名称」以外の項目は必要ありませんので、必要に応じてその他の項目は黒塗りしてご提出ください。